

# 役員等報酬等に関する規程

2019年6月28日改定

社会福祉法人明德福社会

横浜市南区庚台48番地

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人明德福祉会（以下「法人」という。）役員等の報酬に関する事項を規程する。

(適用範囲)

第2条 この規程で述べる役員等とは、理事長、理事、監事、評議員および評議員選任・解任委員をいう。

(理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会の出席)

第3条 役員等が理事会、評議員会および評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により業務報酬および会議参加旅費を支払うこととする。

(役員等の報酬)

第4条 役員等が第3条に定める会議以外で法人および施設の運営のために日常的に業務に関わる場合には、役職ごとに役員報酬を定め、これを月額で支払うこととし、その額は別表1に定める。

2 前項の報酬額については、他の社会福祉法人の役員報酬等を参考にして定める。

3 役員等が第3条に定める会議以外で、法人および施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により旅費および宿泊費等を支払うことがある。

(出張旅費)

第5条 役員等が法人業務のため出張する場合は別表2により旅費および宿泊費等を支払うことができる。

2 旅費は実費相当額を支払う。

3 業務遂行に必要な経費について、実費相当額を原則として支払う。

4 旅費は実情を考慮し、増額することがある。

5 旅費等は原則として、出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後に精算をすることがある。

(適用除外)

第6条 法人の施設職員を兼務する役員等にはこの規程を適用しない。

附則

この規程は、2004年7月1日から施行する。

この規程は、2013年6月1日から施行する。

この規程は、2013年9月25日から施行する。

この規程は、2017年1月10日から施行する。

この規程は、2017年6月3日から施行する。

この規程は、2018年3月13日から施行する。

この規程は、2019年6月28日から施行する。

別表1

名 称	支給単位	支給額
理事長報酬	1ヶ月	420,000円
理事長代行報酬	1ヶ月	180,000円
理事業務報酬	1回	10,000円
監事監査業務報酬	1回	10,000円
評議員業務報酬	1回	8,000円
評議員選任・解任委員業務報酬	1回	8,000円
会議参加旅費	1回	5,000円
書面評決報酬	1回	5,000円

別表2

名 称	支 給 額
旅 費	実費相当額
宿 泊 費	20,000円
日 当	10,000円